

社会福祉普及校指定事業実施要綱

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

1. 目的

児童・生徒が福祉体験やボランティア活動体験を通じて、地域福祉への理解と関心を深め、互いを尊重し、一人ひとりが社会の大切な存在として日常生活の中に相互扶助、社会連帯の思想を浸透させることを目的に、社会福祉法人須坂市社会福祉協議会が行なう社会福祉普及校(以下「普及校」という)指定事業について必要な事項を定めるものとする

2. 実施主体

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会(以下、「社協」という)

3. 普及校指定期間

1年間

4. 普及校指定基準

次の事項を総合的に勘案して普及校を指定する

- (1) 指定対象は、小学校・中学校・特別支援学校・高等学校とする
- (2) 指定する学校と十分に連携が図られる
- (3) 指定する学校の全教職員がこの事業に対し、共通理解をもって取り組むことができる
- (4) 指定する学校は、目的達成のために地域の実情に合わせ、特性を生かした活動展開が行なわれる

5. 補助金の交付

この事業の推進のために次により申請に基づき活動費の補助金を交付する

- (1) 小学校・中学校・特別支援学校・高等学校1校に対し、基礎補助金として10,000円を交付する
- (2) 加算補助金については、予算の範囲内で決定する
- (2) 補助金の交付については、「社会福祉普及校指定事業補助金交付要綱」による

6. 情報の提供

普及校に対して活動に関する資料・情報の提供及び援助を行なう

7. 普及校連絡会議の実施

この事業の推進とスムーズな事業展開を図るため、普及校の学校長及び担当教職員等の参加による福祉教育推進ネットワーク会議を開催する

8. 普及校の活動

普及校は、「社会福祉普及校における活動事例」を参考として、地域の実情に合わせ、特性を生かした活動を計画し、展開するために全教職員、児童・生徒がこの事業に対し、共通理解をもって取り組むこと

社会福祉普及校における活動事例

1. 学習会・体験教室の開催
 - (1)車イス・アイマスク・高齢者疑似の体験
 - (2)講話、講演会
 - (3)ボランティアについて調べたり、自分にできるボランティアを探す活動
 - (4)パラリンピックスポーツの体験
 - (5)人権尊重学習(例：お互いのいいこと探し、こどもの権利条約、周りのひとも大切)
 - (6)ユニバーサルデザイン学習
2. 住みよいまちづくり活動
 - (1)バリアフリーを探そう(例：車いす等で町や学校をまわって不自由な人の身になってみる)
 - (2)ごみ拾い、花壇の整備などの環境美化活動
 - (3)歩きやすいまちづくりのためにバス停などにベンチの設置活動
 - (4)地域のお年寄りが集まるお茶のみ会に参加して、地域の支えあいを知る
3. 交流活動
 - (1)訪問、交流活動(園児、お年寄りとの交流、施設訪問)
 - (2)地域活動への協力(例：老人クラブ・伝統文化活動への協力)
 - (3)ボランティアとの交流活動(ボランティア団体の活動に参加する)
ボランティアの方の作品に触れ実際に一緒に作ってみる 「新聞バッグ、人形など」
 - (4)地域の在日外国人との交流活動
 - (5)お年寄りとの支えあい助け合いを調べる(例：お年寄りから生活の様子や話をきいてみる、支える仕事を調べてみる、自分たちができることを考えてみるなど)
 - (6)保育園、育児サークルなどとの交流活動
4. 収集・寄付活動
 - (1)古切手収集…発展途上国への生活改善や医師や保健婦の派遣支援・盲人ホームの整備など
 - (2)エコキャップ…発展途上国の子供たちにワクチンを供与
 - (3)ベルマーク…教育施設や公民館などの教育環境整備の助成、僻地の学校や特別支援学校などに対する援助
 - (4)資源回収…障がい者の工賃、リサイクル製品の販売
 - (5)募金活動…赤い羽根共同募金、台風19号災害募金、ユニセフ基金等
 - (6)その他の収集寄付活動…文房具の寄付・福祉バザーなど
アルミ缶、牛乳パック、ベルマーク 等
5. 情報提供・啓発活動
 - (1)福祉新聞・ポスターなどの作成発行
 - (2)障がい者の日(12月9日)・児童週間などでの啓発活動
 - (3)調査研究活動…地域の生活課題の調査・町のボランティア調査
6. 調査研究
自然環境・昔遊び体験・点字調査
7. 創作・制作活動
お元気メール等
8. 清掃・環境美化活動
花壇づくり・公園掃除・草取り
9. 国際理解協力活動
10. 防災体験活動(日赤赤十字等)
11. 寄付(施設へ車いす等)
12. 広報啓発活動(学校新聞等の作成、掲示)
13. ボランティア委員会、JRC 委員会活動